

**愛別町**  
**第6期障がい福祉計画**  
**第2期障がい児福祉計画**

**令和3年3月**  
**愛別町**

#### 「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字は、一般的に否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在これに代わる一般的な言葉がないのが実情です。

そのため、「障害」の『害』の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、本計画において「障害」については、法律や制度に基づく名称及びそれらの中で特定のものをさす用語を「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>3</b>
1. 計画策定の趣旨と目的 .....	3
2. 計画の根拠法と位置づけ .....	4
3. 計画の期間 .....	4
4. 計画の策定方法 .....	5
5. 計画の方向性 .....	6
6. 計画の基本目標 .....	7
<b>第2章 障がい児・者を取り巻く現状</b> .....	<b>9</b>
1. 愛別町の現況 .....	9
2. 町における障がいのある人の状況 .....	10
<b>第3章 第5期障がい福祉計画の実施状況</b> .....	<b>13</b>
1. 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	13
2. 障がい福祉施設から一般就労への移行目標 .....	13
3. 障がい福祉サービス .....	14
4. 児童福祉法等によるサービス .....	16
5. 地域生活支援事業 .....	17
<b>第4章 数値目標とサービス必要見込量</b> .....	<b>19</b>
1. 令和5年度における数値目標 .....	19
2. サービス見込み量及び確保のための方策 .....	23
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>34</b>
1. 計画の周知 .....	34
2. 計画の推進体制の確立 .....	34
3. 計画の点検・評価 .....	34
<b>資料編</b> .....	<b>35</b>
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱 .....	35
愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員名簿 .....	37

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨と目的

### (1) 計画策定の趣旨

私たちをとりまく近年の情勢としては、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、社会的要因による障がい認定を受ける人が増加し、障がい者の増加や重度化、高齢化など社会の変化に伴い障がい者が求める福祉サービスのニーズも多様化しています。

この間、国においては、障がい者と健常者が分け隔てなく共生する社会の実現に向けた制度の改革が進められ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもたちへの多様化するニーズに対応するため、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」が一部改正されました。さらに8月には「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

本町では、第10次愛別町振興計画にある「ふれ愛と活力豊かな、夢のある愛別づくり」の実現をめざし、平成27年3月に策定した「愛別町第2次障がい者基本計画」に基づき、平成30年3月に策定した「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」により、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、令和2年3月には、これまでの5年間の成果と課題を踏まえ、新たな視点と発想を加えた「子どもの笑顔かがやく恵みの大地 あいべつ」をめざす、第11次愛別町振興計画が策定され、障がいのある人の支援体制の充実や環境整備、就労の促進に向けた取り組みを推進することとしています。

この度「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の計画期間が終了するため、障がいのある人が地域で暮らしやすくなるよう、また、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、サービス内容の変化や個別施策の見直しを含めた「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定します。

### (2) 計画の目的

障がいのある人が自立した日常生活を営むためには、必要な支援をできるよう相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保証される社会づくりを推進していくため「希望するすべての障がい者が安心して暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すことを目的とします。

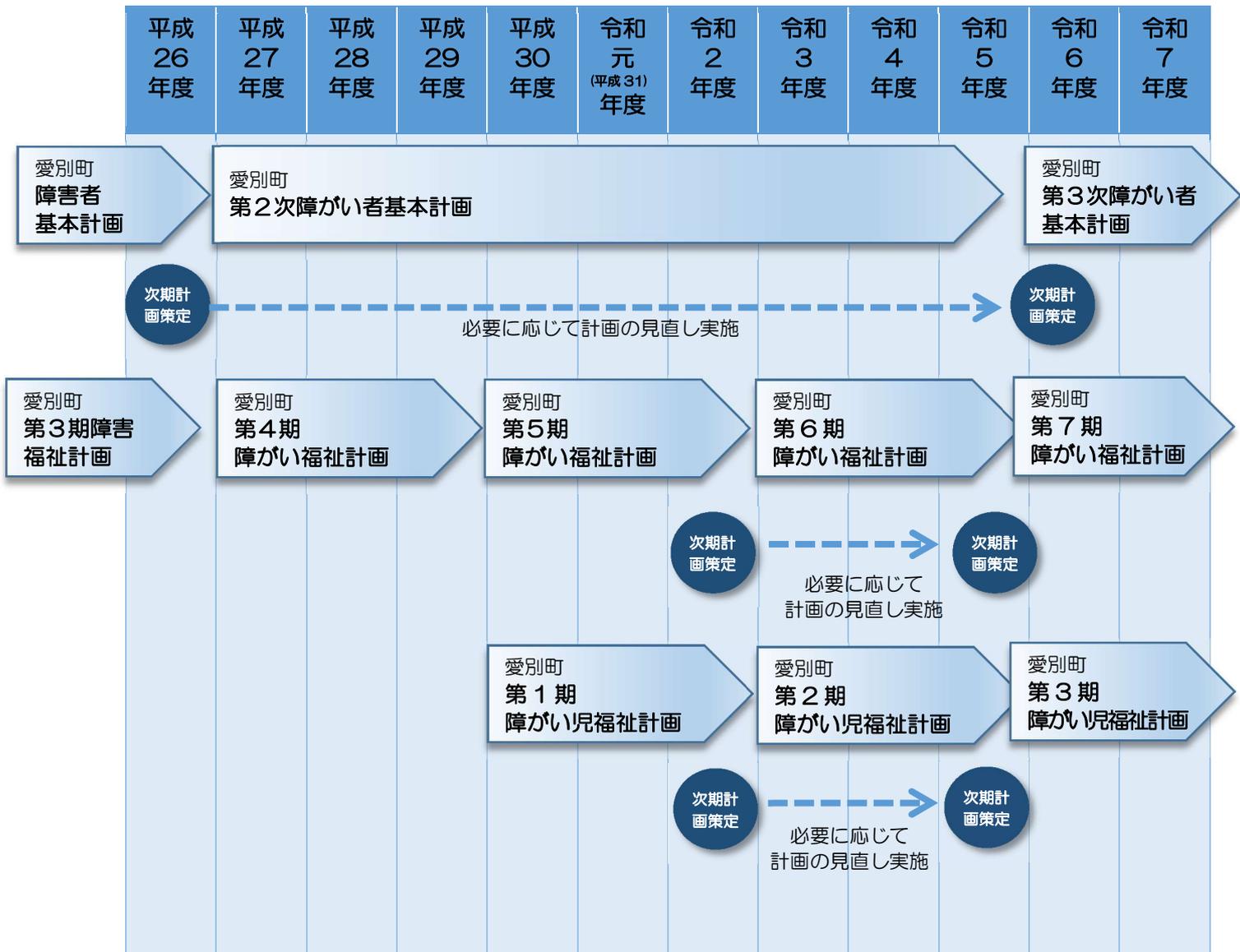
## 2. 計画の根拠法と位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき定められる市町村障がい福祉計画であり、障がいのある人の「生活支援」にかかわる具体的なサービス見込量等を設定するものです。また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき定められる市町村障がい児福祉計画で、障がいのある子どもの支援にかかるサービス見込量等を定めます。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、平成27年3月に策定した「第2次障がい者基本計画」の実施計画として位置づけ、障がい福祉サービスの円滑な実施を図るため、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

## 3. 計画の期間

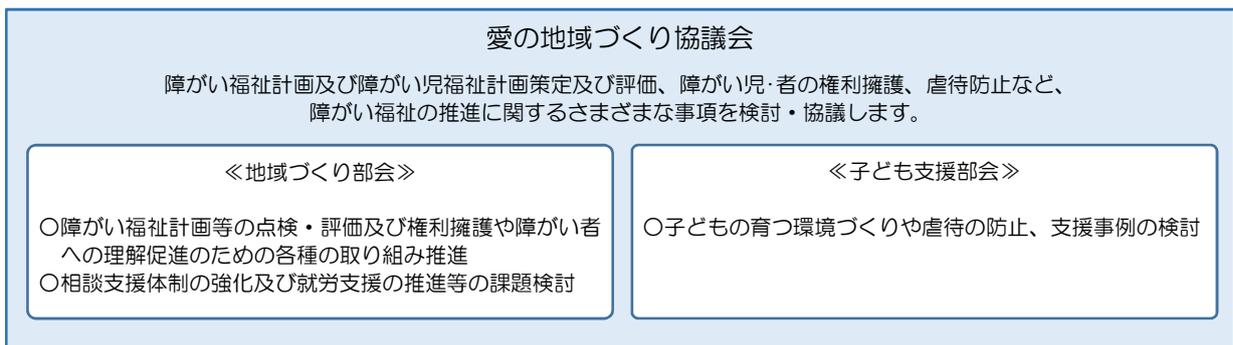
本計画の期間は、国が定める基本指針により、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



## 4. 計画の策定方法

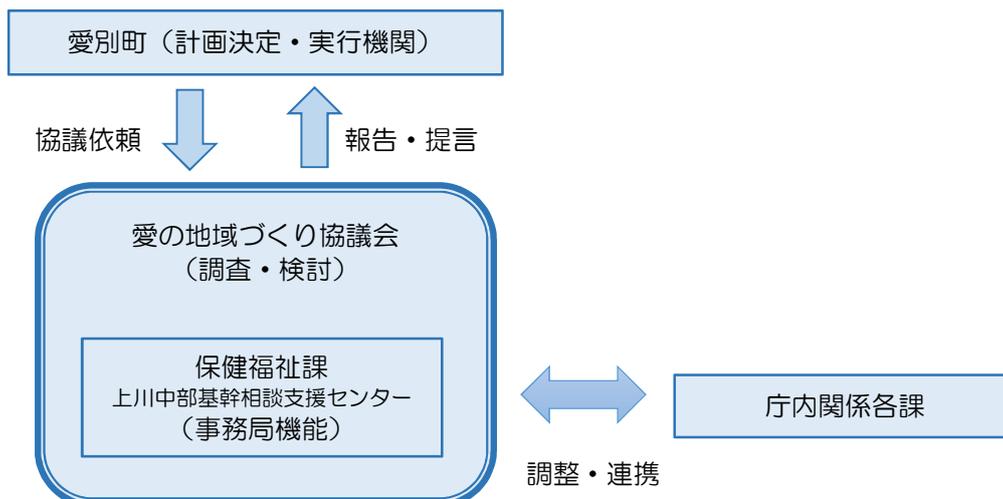
### (1) 計画の策定

本計画の策定にあたっては、障がい者福祉事業の担当部門である保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、一般町民等の構成による「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会（略称：愛の地域づくり協議会）」（以下、愛の地域づくり協議会）において、計画内容の協議を行いました。



### (2) 計画策定の体制

本町は、愛の地域づくり協議会の意見を踏まえ、計画を決定します。愛の地域づくり協議会は、計画策定とともに、計画の推進にかかる調査及び検討を行い、運営は保健福祉課が行います。計画策定及び事業実施にあたっては、町民、関係者等の意見を聴くものとします。



## 5. 計画の方向性

### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と自己選択の支援

---

---

「障がいのある人もない人もともに普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら望む暮らしが実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

### (2) 町が主体となって進める障がい福祉サービスの実施

---

---

障がいの種別にかかわらず、必要とする障がい福祉サービスを身近なところで利用できるよう、町が主体となってサービス提供基盤の充実を図ります。

### (3) 地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

---

---

障がいがあっても、ともに暮らしていける社会の実現をめざし、入院や入所から地域生活への移行や定着のための拠点の整備、一般就労も含めて働く場の確保や拡大などの就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域全体で支える体制の整備を進めます。

### (4) 発達の違いや障がいのある子どもへの支援

---

---

発達の違いや障がいのある子どもの成長を支援するため、それぞれの成長過程に継続性と一貫性をもった対応ができるよう、関係機関や庁内関係各課との連携強化を図ります。

## 6. 計画の基本目標

### 基本目標1 ともに暮らすための基盤の整備

---

家庭や日中活動のさまざまな場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービス提供や合理的な配慮ができるよう、質の高い障がい福祉サービスの確保に努めます。また、地域の理解や協力を得るための取り組みを行います。愛の地域づくり協議会の地域づくり部会で地域の課題を共有し、共生社会の実現をめざします。

### 基本目標2 障がいのある人の就労の促進

---

障がいの軽重にかかわらずその能力を発揮して収入を得、自信や生きがいを持って生活ができるように、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮した就労機会が得られるように取り組みます。愛の地域づくり協議会の地域づくり部会で地域の課題を共有し、働き続けられる環境を整備します。

### 基本目標3 地域生活支援拠点等の機能強化

---

施設や病院から地域生活への円滑な移行を推進するため、居住の場の確保をはじめ、地域移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、「構成4町（当麻町、比布町、愛別町、上川町）」（以下、構成4町）内で地域生活支援拠点の機能強化を図り、障がい者の自立した生活に向けた体験及び訓練機能の充実を図ります。

### 基本目標4 相談支援体制の整備

---

地域において安心して日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供とともに、これらのサービスの適切な利用や各種ニーズに対応する相談支援体制が不可欠です。

このため、上川中部基幹相談支援センターを核として、ケアマネジメント※の視点から適切な相談支援を実施します。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、愛の地域づくり協議会の地域づくり部会において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

※ケアマネジメント：介護の必要な障がいのある人・高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

## 基本目標5 発達の違いや障がいのある子どもの支援体制の確保

発達の違いや障がいのある子どもと家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業までの子どもの成長に合わせた一貫した関わりが重要です。

そのため、乳幼児健診や子育て支援センター、幼児センター、学校などの身近な場所で、子どもの成長の過程で出会う関係者相互との連携が重要となることから、愛の地域づくり協議会の子ども支援部会で地域の課題を共有し、子どもの育つ環境を整備します。

また、専門的な支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所支援サービスの整備とともに、サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成を行う相談支援が重要です。上川中部基幹相談支援センターで障がい児等相談支援（発達支援サービス等利用計画の作成）や一般的な相談に応じるとともに、構成4町で設置した上川中部こども通園センターを核として、保健師や子育て支援センター、幼児センターが連携し、子どもの発達に関わる相談支援を充実します。

## 基本目標6 権利擁護の推進

虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化に努めます。一時保護の体制については、構成4町と4町内にある施設において覚書を交わしており、各施設との連携強化を進めます。

成年後見制度の利用や日常生活支援事業など、障がいのある人が生活に困窮したり被害にあったりしないための支援体制の充実や、「障害者差別解消法」の周知などの住民や支援関係者の啓発活動に努めます。

## 基本目標7 災害に備えた地域づくりの推進

災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がいのある人等に対して、その特性に配慮した支援を行うため、愛別町地域防災計画に基づき、個人情報の保護に配慮しつつ、安全確保のための支援体制を整備します。

# 第2章 障がい児・者を取り巻く現状

## 1. 愛別町の現況

### (1) 人口構造の推移

総人口は、平成28年に2,992人だった総人口は、令和2年には2,684人となり、308人の減少となっています。また、年齢構成別の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は、平成28年の43.2%から年々増加傾向にあり、令和2年には46.3%と高齢化が進んでいます。

#### ■総人口・年齢3区分別の推移

年	年齢別	総人口	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
平成 28 年		2,992 人	276 人 (9.2%)	1,423 人 (47.6%)	1,293 人 (43.2%)
平成 29 年		2,906 人	252 人 (8.7%)	1,367 人 (47.0%)	1,287 人 (44.3%)
平成 30 年		2,812 人	251 人 (8.9%)	1,302 人 (46.3%)	1,259 人 (44.8%)
令和 元 年		2,785 人	246 人 (8.8%)	1,288 人 (46.3%)	1,251 人 (44.9%)
令和 2 年		2,684 人	222 人 (8.3%)	1,219 人 (45.4%)	1,243 人 (46.3%)

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

## 2. 町における障がいのある人の状況

### (1) 身体障がい者の状況

身体障がいのある人の人数は、平成28年の241人から、令和2年は204人と37人減少しておりますが、対人口比においては平成28年の8.1%から令和2年が7.6%と変動が少なく、ほぼ横ばいで推移しています。

等級別にみると、対人口比において1級及び2級では増減が見られますが、3～6級でほぼ横ばいで推移しています。年齢階層別では75歳以上の人数が多く、令和2年は139人で全体の68.1%を占めております。

#### ■等級別身体障がい者数の推移

年 \ 級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成28年	50人 (20.7%)	38人 (15.8%)	39人 (16.2%)	72人 (29.9%)	27人 (11.2%)	15人 (6.2%)	241人
平成29年	53人 (22.1%)	37人 (15.4%)	38人 (15.8%)	69人 (28.8%)	27人 (11.3%)	16人 (6.6%)	240人
平成30年	44人 (20.4%)	32人 (14.8%)	36人 (16.7%)	64人 (29.6%)	25人 (11.6%)	15人 (6.9%)	216人
令和元年	44人 (21.2%)	30人 (14.4%)	32人 (15.4%)	60人 (28.8%)	27人 (13.0%)	15人 (7.2%)	208人
令和2年	47人 (23.0%)	24人 (11.8%)	32人 (15.7%)	60人 (29.4%)	24人 (11.8%)	17人 (8.3%)	204人

#### ■年齢階層別身体障がい者数の推移

年 \ 年齢別	0～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
平成28年	38人 (15.7%)	51人 (21.2%)	152人 (63.1%)	241人
平成29年	37人 (15.4%)	44人 (18.3%)	159人 (66.3%)	240人
平成30年	33人 (15.3%)	38人 (17.6%)	145人 (67.1%)	216人
令和元年	34人 (16.4%)	29人 (13.9%)	145人 (69.7%)	208人
令和2年	32人 (15.7%)	33人 (16.2%)	139人 (68.1%)	204人

(※ 各年10月1日現在)

## (2) 知的障がい者の状況

知的障がいのある人の人数は、微増傾向で推移しています。

年齢階層別では、高等学校又は高等養護学校への進学を視野に0～14歳で手帳を取得する人が多く、年齢別では15～64歳が多く占めています。

### ■等級別知的障がい者数の推移

年 \ 級別	A	B	合計
平成 28 年	19 人 (41.3%)	27 人 (58.7%)	46 人
平成 29 年	19 人 (39.6%)	29 人 (60.4%)	48 人
平成 30 年	18 人 (36.7%)	31 人 (63.3%)	49 人
令和 元 年	18 人 (35.3%)	33 人 (64.7%)	51 人
令和 2 年	17 人 (34.0%)	33 人 (66.0%)	50 人

### ■年齢階層別知的障がい者数の推移

年 \ 年齢別	0～14 歳	15～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
平成 28 年	3 人 (6.5%)	15 人 (32.6%)	20 人 (43.5%)	8 人 (17.4%)	46 人
平成 29 年	5 人 (10.4%)	15 人 (31.2%)	20 人 (41.7%)	8 人 (16.7%)	48 人
平成 30 年	5 人 (10.2%)	17 人 (34.7%)	20 人 (40.8%)	7 人 (14.3%)	49 人
令和 元 年	6 人 (11.8%)	17 人 (33.3%)	20 人 (39.2%)	8 人 (15.7%)	51 人
令和 2 年	5 人 (10.0%)	18 人 (36.0%)	18 人 (36.0%)	9 人 (18.0%)	50 人

(※ 各年 10 月 1 日現在)

### (3) 精神障がい者の状況

精神障がいのある人の人数は、平成28年の11人から令和2年は13人と、この間に増減が多く見られます。これは手帳申請者が増加する一方で、手帳所持者が有効期間を過ぎても更新手続きをしていないことが大きな要因であります。

また、等級別にみると、令和2年は3級が6人（46.1%）、年齢階層別では40～64歳が9人（69.2%）でそれぞれ最も多くなっています。

#### ■等級別精神障がい者数の推移

年 \ 等級別	1級	2級	3級	合計
平成28年	1人 (9.1%)	9人 (81.8%)	1人 (9.1%)	11人
平成29年	1人 (11.1%)	8人 (88.9%)	0人 (0.0%)	9人
平成30年	1人 (10.0%)	9人 (90.0%)	0人 (0.0%)	10人
令和元年	1人 (7.7%)	7人 (53.8%)	5人 (38.5%)	13人
令和2年	2人 (15.4%)	5人 (38.5%)	6人 (46.1%)	13人

#### ■年齢階層別精神障がい者数の推移

(単位：人)

年 \ 年齢別	0～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
平成28年	2人 (18.2%)	5人 (45.5%)	4人 (36.4%)	11人
平成29年	1人 (11.1%)	5人 (55.6%)	3人 (33.3%)	9人
平成30年	0人 (0.0%)	6人 (60.0%)	4人 (40.0%)	10人
令和元年	0人 (0.0%)	10人 (76.9%)	3人 (23.1%)	13人
令和2年	1人 (7.7%)	9人 (69.2%)	3人 (23.1%)	13人

(※ 各年10月1日現在)

## 第3章 第5期障がい福祉計画の実施状況

### 1. 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 項目	目標	実績	国の基本指針
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	—	15 人	目標設定の基準値
令和 2 年度末の施設入所者数 (B)	14 人	13 人	地域生活への移行者数 (D) と新規入所者数を勘案
令和 2 年度までの削減見込 (C)	1 人 (6.7%)	2 人	【目標値】 平成 29 年入所者数からの削減見込数 (A) - (B)
令和 2 年度末の地域生活移行者数 (D)	1 人 (6.7%)	1 人 (6.7%)	【目標値】 (A) のうち地域生活に移行する人の目標数

### 2. 福祉施設から一般就労への移行目標

#### ①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項目	目標	実績	国の基本指針
平成 28 年度中の年間一般就労移行者数 (A)	—	0 人	目標設定の基準値
令和 2 年度中の年間一般就労移行者数	1 人	0 人	【目標値】 基準値 (A) の 1.5 倍以上

#### ②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標	実績	国の基本指針
平成 28 年度末までの就労移行支援事業利用者数 (A)	—	1 人	目標設定の基準値
令和 2 年度末までの就労移行支援事業利用者数	1 人	3 人	【目標値】 基準値 (A) の 2 割以上増加

### 3. 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	実人数	3	3	3	2	3	3
	時間/月	53	18	53	18	53	18
同行援護	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

居宅介護の利用実人員、時間数とも、ほぼ横ばいで推移しています。

重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありませんでしたが、必要時に利用できる体制を整備しておく必要があります。

#### (2) 日中活動系サービス

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
療養介護	実人数	2	2	2	1	3	1
生活介護	実人数	23	23	23	24	23	23
	人/月	465	430	465	450	465	420
自立訓練（機能訓練）	実人数	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実人数	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
宿泊型自立訓練	実人数	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実人数	0	1	0	2	0	1
	人/月	0	14	0	4	0	3
就労継続支援（A型）	実人数	1	1	1	1	1	0
	人/月	22	20	22	11	22	0

就労継続支援（B型）	実人数	13	12	13	14	13	14
	人／月	286	215	286	246	286	254
就労定着支援							
	人／月	0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	実人数	0	1	0	1	0	1
	人／月	0	2	0	2	0	2
短期入所（医療型）	実人数	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

療養介護は、利用者が固定されているため横ばいで推移しています。就労継続支援（A型）、生活介護、就労移行支援、短期入所は多少の増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。就労継続支援（B型）は、計画より下回っていますが、新規利用者もあることから、実績においては、前々年、前年と比較して増加傾向にあります。

### （3）居住系サービス

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自立生活援助	実人数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	実人数	13	13	13	14	13	11
施設入所支援	実人数	15	14	15	14	14	13

グループホーム、施設入所サービスの人数は、ともに横ばいで推移しています。

### （4）相談支援

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	人／月	10	5	10	8	10	6
地域移行支援	人／月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0

介護福祉サービスを併用されている一部の人がセルフプランによる計画を実施していますが、殆んどが構成4町で設置した上川中部基幹相談支援センターを中心に計画相談を実施済みです。地域移行支援、地域定着支援の実績はありませんでした。

## 4. 児童福祉法等によるサービス

### (1) 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	実人数	4	7	4	7	4	7
	人/月	20	14	20	9	20	9
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数	2	2	2	5	3	6
	人/月	20	11	20	20	25	54
保育所等訪問支援	実人数	0	0	0	0	0	1
	人/月	0	0	0	0	0	1
居宅型児童発達支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援は、構成4町で上川中部こども通園センターの運営に参加しています。放課後等デイサービスは町内に事業所がなく、当麻町及び旭川市にある事業所を利用しています。児童の福祉サービスは、実人数、日数ともに増加傾向にあり、ニーズの高さがうかがえます。

### (2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障がい児等相談支援	人/月	4	2	4	2	4	2
障がい児等支援体制整備事業	人/月	6	6	6	6	6	6

発達の遅れや障がいのある子どもが、児童福祉のサービスを利用する際の支援計画の導入に平成25年度から取り組み、全員実施済みです。

## 5. 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	無
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施有無	有	無	有	無	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	2	1	2	1	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	実人数	10	8	10	8	10	10
	時間/年	465	260	465	278	465	220
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件数	1	0	1	1	1	0
自立生活支援用具	件数	2	1	2	1	2	1
在宅療養等支援用具	件数	1	10	1	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2	0	2	1
排せつ管理支援用具	件数	84	72	84	68	84	74
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実人数	1	0	1	7	1	4
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	箇所	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

理解促進・啓発事業は新型コロナウイルス感染拡大防止による大型イベントの中止の影響を受け、令和2年度の実績はありません。

移動支援事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛の傾向がサービスの利用減少につながったと考えられます。

## (2) 任意事業

事業名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活支援事業	人	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人	1	0	1	1	1	0

生活支援事業及び日中一時支援事業ともに利用実績は少ないですが、必要時に利用できる体制を確保しています。

# 第4章 数値目標とサービス必要見込量

## 1. 令和5年度における数値目標

国は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針において、令和5年度までの成果目標の設定について、以下の考え方を示しています。

成果目標を設定する事項	目標値の設定内容
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"><li>地域移行者数を令和元年度末施設入所者の6%以上</li><li>施設入所者数を令和元年度末の1.6%以上削減</li></ul>
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"><li>精神患者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上</li><li>精神病床の1年以上入院患者数を10.6～12.3万人</li><li>退院率3ヵ月後69%以上、6ヵ月後86%以上、1年後92%以上</li></ul>
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村又は圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運営状況を検討・検証</li></ul>
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"><li>一般就労への移行者数 令和元年度の1.27倍 うち移行支援事業1.3倍、就労A型1.27倍、就労B型1.23倍</li><li>就労定着支援事業利用者について一般就労移行者のうち70%以上の利用。</li><li>就労定着率80%以上の就労定着支援事業所が70%以上</li></ul>
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"><li>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置。</li><li>難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保</li><li>保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。</li><li>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所確保。</li><li>医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</li></ul>
相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"><li>各市町村又は圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保</li></ul>
障がい福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>各都道府県や各市町村においてサービスの向上を図るための体制構築</li></ul>

本町では、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児障がい福祉計画までのサービス利用実績を指標とし、今後の計画や実施すべき事項等を検討しながら、令和5年度までの見込み等について見直しと目標値の設定を行いました。

## (1) 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針
令和元年度末の施設入所者数	13人	目標設定の基準値
令和5年度末の施設入所者数	12人	令和元年度末の1.6%以上削減
令和5年度末地域移行者数	1人	令和元年度末施設入所者の6%以上

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	本町の目標
精神患者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上 精神病床の1年以上入院患者数を10.6～12.3万人に減少 退院率3カ月後69%以上、6カ月後86%以上、1年後92%以上	国の指針に基づき、障がい福祉に関し、愛の地域づくり協議会をはじめ、保健、医療、地域福祉等関係機関と連携を図りながら、構築に向けて協議を進める。

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	本町の目標
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討	上川中部基幹相談支援センターを中心として構成4町で体制を整備しており、機能強化に向けた協議を進め、愛の地域づくり協議会において年1回運用状況の報告・検討を行う。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	国の基本指針
令和元年度中の年間一般就労移行者数(A)	0人	目標設定の基準値
令和5年度中の年間一般就労移行者数(B)	1人	【目標値】 基準値(A)の1.27倍、 内移行支援事業1.3倍、就労A型1.27倍、就労B型1.23倍

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの整備

国の基本指針	本町の目標
児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する	構成4町による共同設置に向け検討を進める

### ② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の基本指針	本町の目標
保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村において構築する	構成4町で設置する上川中部こども通園センターで体制を整備しており、今後も連携を図っていく。

### ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	本町の目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上設置する	児童発達支援事業は、構成4町で上川中部こども通園センターを共同設置している。放課後等デイサービス事業は、近隣市町の事業所と今後も連携強化を図る。

### ④ 医療的ケア児のための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針	本町の目標
令和5年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置する	国・道の指針をもとに、近隣町との共同設置を含め、各関係機関が連携する場を愛の地域づくり協議会又は構成4町で協議の場が設置できるよう検討する。
地域における医療的ケアのニーズを勘案してコーディネーターを配置する	

## (6) 相談体制の充実・強化等

国の基本指針	本町の目標
令和5年度までに各市町村又は圏域で、相談体制の充実・強化に向けた体制を確保する	上川中部基幹相談支援センターに専門職員を配置しており、今後も近隣町と連携を図り、相談体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

## (7) 福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	本町の目標
令和5年度までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する	関係機関と連携しながら体制の構築に向け、愛の地域づくり協議会においても協議・検討していく。

## 2. サービス見込み量及び確保のための方策

### (1) 障がい福祉サービス

#### 1) 訪問系サービス

##### ①サービスの概要

事業名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障がい者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

##### ②サービス見込量と確保の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人数	2	2	2
	時間/月	20	20	20
同行援護	実人数	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度訪問介護	実人数	0	0	0
	時間/月	0	0	0
行動援護	実人数	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0
	時間/月	0	0	0

##### 【確保の方策】

愛別町内のホームヘルプサービス事業者の活用を促進し、近隣市町のサービス事業者と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。また、町内におけるホームヘルパー<sup>※</sup>等の人材育成のため、養成費用の補助を引き続き実施します。

※ホームヘルパー：障がい者や高齢者のいる家庭を訪問して、介護や家事、外出時の付添いなど介助を行う者。

## 2) 日中活動系サービス

### ①サービスの概要

事業名	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けた必要な支援を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

## ②サービス見込量と確保の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実人数	1	1	1
生活介護	実人数	23	23	23
	人/月	420	420	420
自立訓練（機能訓練）	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0
宿泊型自立訓練	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労移行支援	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0
就労継続支援（A型）	実人数	1	1	1
	人/月	10	10	10
就労継続支援（B型）	実人数	15	15	15
	人/月	250	250	250
就労定着支援	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0
短期入所（福祉型）	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0
短期入所（医療型）	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0

### 【確保の方策】

町内の障がい福祉サービス事業者「あいねっと」による生活介護、就労継続支援（B型）の活用を促進するとともに、近隣市町のサービス事業者と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。適切なサービス利用のため、計画相談により日中活動の充実を図ります。

### 3) 居住系サービス

#### ①サービスの概要

事業名	サービスの概要
自立生活援助	施設やグループホームから自立し、一人暮らしをする方を定期的に訪問し、生活面の課題や体調変化の有無を確認し、必要な助言、医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間に相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

#### ②サービス見込量と確保の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人数	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実人数	11	11	11
施設入所支援	実人数	13	13	13

#### 【確保の方策】

養護者の高齢化に伴い「親なき後」を見据え、近隣市町のサービス事業所と連携を図りながら各事業の必要サービス量を確保していきます。

## 4) 相談支援

### ①サービスの概要

事業名	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後におけるサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### ②サービス見込量と確保の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	7	7	7
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

#### 【確保の方策】

上川中部基幹相談支援センター及び近隣市町との連携を図りながら、各事業の必要サービス量を確保します。

## (2) 児童福祉法等によるサービス

### 1) 発達の遅れや障がいのある子どもの通所支援

#### ①サービスの概要

事業名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問して支援を行います。

#### ②サービス見込量と確保の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人数	7	7	7
	人/月	20	20	20
医療型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数	6	6	6
	人/月	60	60	60
保育所等訪問支援	実人数	1	1	1
	人/月	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	0	0
	人/月	0	0	0

#### 【確保の方策】

児童発達支援及び保育所等訪問支援は、上川中部こども通園センターの利用を促進し、その他の支援は近隣市町と連携を図りながら必要サービス量を確保していきます。併せて子どもの育つ環境を整備するため、愛の地域づくり協議会子ども支援部会において、教育との連携も含めて協議します。

## 2) 発達の遅れや障がいのある子どもの相談支援

### ①サービスの概要

事業名	サービスの概要
障がい児等相談支援	発達の遅れや障がいのある子どもが児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用する前に発達支援サービス等利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに発達や利用状況の確認、相談を行います。
障がい児等支援体制整備事業	子どもの成長発達に関する身近な相談機関として、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族に適切な相談支援及び療育を提供します。

### ②サービス見込量と確保の方策

通所支援の利用見込みを基に障がい児等相談支援の利用者数を見込んでいます。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児等相談支援	人/月	2	2	2
障がい児等支援体制整備事業	人/月	6	6	6

#### 【確保の方策】

上川中部基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、発達支援サービス等利用計画の作成を行います。障がい児等支援体制整備事業（道単独事業）は、乳幼児健診のフォローアップとして上川中部こども通園センターで実施します。保健師及び上川中部基幹相談支援センターで随時相談に応じる他、子どもの発達や育児上の悩みについて、子育て支援センターや幼児センター、学校など身近な機関が連携して、気軽に相談できる体制をつくります。

### (3) 地域生活支援事業

#### 1) 必須事業

##### ①サービスの概要

事業名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

## ②サービス見込量と確保の方策

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0
移動支援事業	実人数	8	8	8
	時間/年	250	250	250
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1
自立生活支援用具	件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0
排泄管理支援用具	実人数	6	6	6
	件数	68	68	68
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実人数	1	1	1
地域活動支援センター（基礎的事業）	箇所	0	0	0
	人数	0	0	0

### 【確保の方策】

役場を中心に、上川中部基幹相談支援センターと連携しながら、相談支援事業、手話奉仕員養成研修事業を実施します。権利擁護の推進のため、啓発活動の他、成年後見制度などの活用について高齢者部門と連携して体制整備を進めます。移動支援事業については、町内のサービス事業者「あいねっと」や近隣市町のサービス事業者と連携を図りながら必要なサービス量を確保していきます。

## 2) 任意事業

### ①サービスの概要

名 称	サービスの概要
生活支援事業	日常生活に必要な訓練、本人活動の支援として通所入浴を行います。
地域移行のための安心生活支援事業 【新規】	障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制を整備し、介護者の急病や休養など緊急一時的な宿泊場所の確保や、親元からの独立や地域生活へ移行するための体験的宿泊の支援を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場として、また障がいのある人の介護者が、病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で見守り・活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。

### ②サービス見込量と確保の方策

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援事業	人	0	0	0
地域移行のための安心生活支援事業	人	1	1	1
日中一時支援事業	人	0	0	0

#### 【確保の方策】

現在、生活支援事業、日中一時支援事業の利用はありませんが、今後も必要時に利用できる体制を整備します。地域移行のための安心生活支援事業は、地域においてサービスが必要な方の把握、構成4町事業所及び地域資源を有効に活用できる体制の構築を行政及び地域生活支援拠点検討委員会「すーぱーきたよんちゃん」で協議します。

## (4) その他の事業

### 1) 身体障がい者補装具費給付

身体障がい者の職業その他の日常生活の能率の向上や、身体障がい児について将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的に使用する補装具に係る費用について給付します。

### 2) 高齢者等交通費助成事業

重度身体障がい者等に対し、タクシーを利用する交通費を助成します。

### 3) じん臓機能障がい者通院交通費補助事業

じん臓の機能障がいがある人に、症状の軽減や除去するために人工透析療法による医療機関への通院に要した交通費を助成します。

### 4) 冬の生活支援事業

冬期間の経済的負担の軽減のために障がい者や障がい児がいる世帯に対し、助成します。

### 5) 児童発達支援等通所交通費助成事業

生活習慣の確立、知的発達及び運動発達等を促進するために児童発達支援サービス及び放課後デイサービスに通所する対象児の保護者に交通費を助成します。

### 6) 除雪サービス事業

除雪が困難なひとり暮らしや重度身体障がい者等を対象として、玄関から道路までの除雪を行います。

### 7) 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者等が安心して在宅生活を送るため、簡単な操作で消防に通報できる緊急通報装置を貸与します。

# 第5章 計画の推進体制

## 1. 計画の周知

障がいのある人が安心して生活できるまちづくりを実現させるためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、また、計画の実施にあたっては、障がい者支援に関わるすべての人々への周知徹底を図り、共通理解を得ながら推進していくことが重要となります。

本計画の周知へ向け、広報紙やホームページに計画の概要を掲載することはもちろん、あらゆる媒体・機会を活用した啓発活動を積極的に展開します。

## 2. 計画の推進体制の確立

本計画で推進する各種施策は、福祉・保健の分野にとどまらず、医療・教育・雇用・生活環境・情報通信・防災など全庁的な取り組みが要されることから、庁内においては、保健福祉課が中心となり総合的な視点から調整を図ることができる計画推進体制の整備に努めます。

また、住民と関係団体、行政、社会福祉協議会等が一致協力して取り組みを進める協働体制を確立します。

さらに、地域における障がいのある人を支えるネットワークの中核組織である、愛の地域づくり協議会によって地域の関係機関の連携を図り、計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。

## 3. 計画の管理及び点検・評価

障害者総合支援法及び児童福祉法において、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、その他の措置を講じることとされたことから、PDCAサイクル（※）を導入し、管理を行います。

また、愛別町障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画」の円滑な推進を図るため、各年度において、サービス見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を、愛の地域づくり協議会において点検、評価します。

※【PDCA サイクル】

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
Do（実行）	計画に基づき、活動を実行する。
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動を見直す。

# 愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱

(略称：愛の地域づくり協議会)

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定により、愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 地域生活支援事業の実施及び評価に関すること。
- (3) 障がい児・者の権利擁護、虐待防止に関すること
- (4) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) 障がい児・者の総合的支援に資するネットワークの構築に関すること。
- (7) 障害福祉サービスの利用に関する苦情に関すること。
- (8) その他、障がい福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会の全体会議の委員（以下「協議会委員」という。）は、15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 教育・学校関係者
- (3) 障害福祉サービス事業所
- (4) 障害当事者団体の代表者等（当事者）
- (5) 福祉関係機関、団体の代表者
- (6) 産業・企業関係者
- (7) 公募により応募した町民
- (8) 広域相談支援センター
- (9) その他学識経験者等、町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 協議会の事務局は、保健福祉課とする。

(任期)

第4条 協議会委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 協議会委員の再任は妨げない。

(全体会議)

第5条 全体会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、全体会議に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員のうち、協議会委員である者は会長が指名し、協議会委員以外の者は、町長が委嘱する。

(運営会議)

第7条 協議会の運営に資するため、必要に応じて運営会議を開催し情報収集や課題整理を実施する。

2 運営会議の召集は、保健福祉課長（事務局）が行うものとする。

3 運営会議の構成員は事務局及び各部会長、基幹相談支援センター職員とする。

(報償金)

第8条 協議会委員及び部会委員が全体会議及び部会に出席した場合は、交通費として2,000円を支給するものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員及び協議会出席者等は、協議会で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

(委員の任期経過措置)

2 施行の日から平成18年度内に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 愛別町障害者計画策定委員会設置要綱(平成18年要綱第17号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、改正後の愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会設置要綱の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備考
保健・医療関係者	阪口 貴彦	国民健康保険町立愛別診療所 事務長	
教育・学校関係者	谷田 道明	教育委員会 次長	
	土居 彰一	美深高等養護学校あいべつ校 教頭	
障害福祉サービス事業所	鈴木 彰	特定非営利活動法人あいねっと 理事長	会 長
	工藤 雅美	株式会社ケアシテム 「グループハウス四季」 施設長	
障害当事者団体の代表者等	作田 隆幸	愛別町身体障害者福祉協会 会長 身体障害者相談員	副会長
	太田 慶一	愛別町手をつなぐ育成会 会長 知的障害者相談員	
福祉関係機関、団体の代表者	金谷 信夫	社会福祉協議会 会長	
	梅澤 鈴子	愛別町赤十字奉仕団 委員長	
	阿木 和子	愛別町民生委員協議会 会長	
産業・企業関係者	長屋 修二	愛別商工会 会長	
	野口 昇	上川中央農業協同組合 代表理事組合長	
公募町民	藤村 正勝	町民	
	高見 未知子	町民	
広域相談支援センター	安井 博子	かみかわ相談支援センターねっと センター長 地域づくりコーディネーター	
事務局	大山 育夫	保健福祉課長	
	多津美 聡	保健福祉課長補佐兼福祉係長	
	岡田 智紀	上川中部基幹相談支援センターきたよん 管理者	
	水島 あゆみ	上川中部基幹相談支援センターきたよん コーディネーター	
	中山 誠	上川中部基幹相談支援センターきたよん 主査	

愛別町  
第6期障がい福祉計画  
第2期障がい児福祉計画

発行日 令和3年3月  
編集・発行 愛別町役場保健福祉課

〒078-1492 北海道上川郡愛別町字本町 179 番地  
電話 01658-6-5111 Fax 01658-9-3933